

新規設立法人向け融資に関する分析

(要旨)

本稿では、共同データプラットフォームで収集された銀行の貸出明細データと法人関連情報等を使用し、法人の新規設立の状況及び新規設立法人向け融資に着眼した分析を実施した。分析の結果、都道府県別の新規設立率と生産年齢人口割合には正の相関があることや、新規設立法人向け融資は東京所在法人向けや不動産業向けが多い一方、福岡等の地方都市圏でも多く取り組まれていることが確認された。また、セレクションバイアスなど留意点はあるものの、業種や財務内容等の影響を排除し検証したところ、新規設立法人であることは金利や期間等の融資条件に大きな影響を与えていないことも確認された。

1. はじめに

共同データプラットフォーム¹（以下「共同 DP」という。）の運用開始に伴い、貸出明細データと法人関連情報等を組み合わせて分析することで、法人の所在地域や財務内容等の多様な切り口から銀行融資の実態を把握することが可能となった。本分析は法人の設立年月日に着目し、貸出明細データ等を用いて法人の新規設立の状況と銀行²の新規設立法人向け融資に関する分析を行った。なお、本分析で使用する貸出明細データは、2023 年 9 月末基準日のデータであり、新規設立法人の特定³には、国税庁法人番号公表サイトで公開されている法人に関する基本三情報（以下「国税庁法人番号情報」という。）を利用している。

以降では、まず第 2 章で、公表情報をもとに法人の新規設立の状況を概観する。次に第 3 章で、貸出明細データ等をもとに新規設立法人向け融資の状況を確認する。最後に第 4 章で、新規設立法人であるか否かが地方銀行による融資条件に影響を与えているかを分析する。

本分析により、いわゆるスタートアップ企業に対する銀行融資の傾向についても示唆を得られると期待されるが、本稿で用いた新規設立法人には、大企業の出資や持ち株会社化、合併等により設立

¹ 金融庁「共同データプラットフォームの進捗と今後の進め方」

² 本稿における銀行は、主要行等及び地域銀行を指す。銀行業態について、「主要行等」はみずほ銀行（みずほ信託銀行を含む）、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、りそな銀行、あおぞら銀行、SBI 新生銀行、「地方銀行」は埼玉りそな銀行及び地方銀行協会加盟行、「第二地方銀行」は第二地方銀行協会加盟行、「地域銀行」は地方銀行及び第二地方銀行を指す。

³ 公的セクター以外の国内法人を分析対象とするため、国・地方公共団体、外国会社、人格のない社団等を除いている。具体的には、法人番号情報の中で、「法人種別」が 300 番台の法人を分析対象としている。個人事業主は対象外（詳細は、公表サイトにある「リソース定義書」を参照）。

した法人、投資法人スキーム等で作られた SPC、個人事業主の法人化等の多様なケースが含まれるため、いわゆるスタートアップ企業の設立のみを捉えているものではない点には留意が必要である。

II. 新規設立等の状況

本章では、法人の新規設立等の状況を全国レベル、都道府県レベルで把握する。ここで用いる新規設立等の状況を示す指標の定義は以下及び図表 1 のとおりである。

- ・ 「新規設立法人数」：国税庁法人番号情報をもとに、各年度に法人番号が付与された法人数。
なお、法人の所在都道府県は国税庁法人番号情報にある国内所在地とした。
- ・ 「閉鎖法人数」：国税庁法人番号情報をもとに、各年度に登録記録が閉鎖となった法人数。
- ・ 「存在法人数」⁴：前年度に法人税申告をした法人数。
- ・ 「退出法人数（推計値）」：ある年度の存在法人数に、その年度の新規設立法人数を加えたものから、翌年度の存在法人数を除いたもの。
- ・ 「新規設立率」、「閉鎖率」及び「退出率（推計値）」：それぞれ存在法人数に対する割合。

なお、法人の退出の状況を示す指標として「閉鎖率」と「退出率（推計値）」の 2 つを参照する理由は、一般的には、法人が活動を停止して清算手続き等に移行しても、登記記録の閉鎖までには数年かかることがあるため、登記記録が閉鎖された年月日を以て法人の退出と捉えると実際の退出の状況とは異なる可能性があるためである。

図表 1 法人の新規設立と退出に関する指標の定義

	求めたいもの	計算しているもの（定義）	ソース
①新規設立法人数	各年度に新規設立された法人数	各年度に法人番号が新規付与された法人数（※ 1）	国税庁法人番号情報
②閉鎖法人数	各年度に閉鎖された法人数	各年度に登録記録が閉鎖された法人数	国税庁法人番号情報
③存在法人数	各年度に存在する法人数	前年度に法人税申告をした法人数（※ 2）	国税庁統計年報
④退出法人数（推計値）	各年度に退出（倒産、解散等）した法人数の推計値	存在法人数に、年度中の新規設立件数を加えたものから、翌年の存在法人数を除いたもの	国税庁法人番号情報、 国税庁統計年報
⑤新規設立率	各年度の法人新規設立率	①÷③	-
⑥閉鎖率	各年度の法人登記閉鎖率	②÷③	-
⑦退出率（推計値）	各年度の法人退出率	④÷③	-

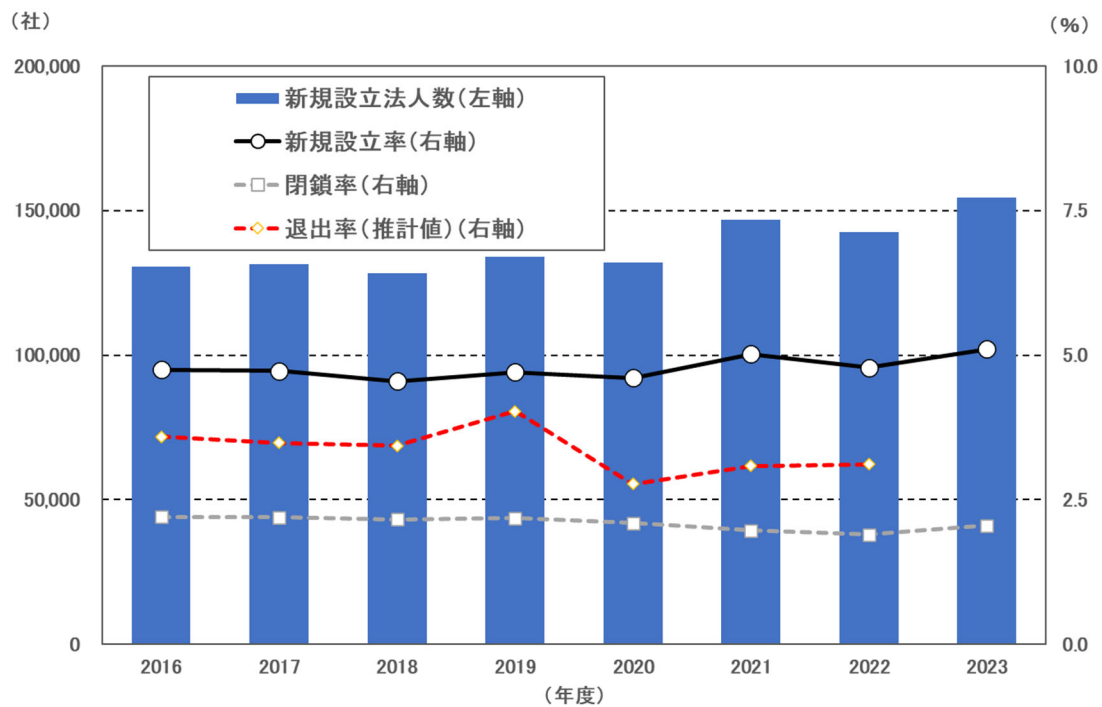
（※ 1）国税庁法人番号情報で、法人種別が300番台の法人（会社法上の会社、有限会社、その他の設立登記法人）に限定

（※ 2）国税庁統計年報の申告法人数全数から、人格のない社団等の数を除いたもの

⁴ 申告法人数は国税庁統計年報から取得。なお、この他にも、各年度の期首時点で存在した法人数を新規設立率の分母とすることも考えられるが、国税庁法人番号情報には休眠状態にある法人等が含まれていることから、この場合は新規設立率を低く見積もる可能性があり、より実態に近いと考えられる申告法人数を採用した。

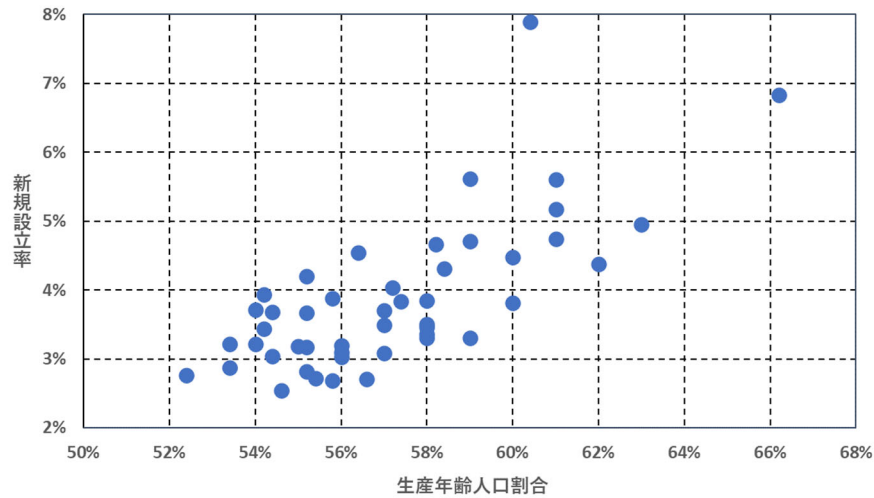
図表2は、2016年度から2023年度の全国の新規設立法人数、新規設立率、閉鎖率、退出率（推計値）の推移を示したものである。2023年度の全国新規設立法人数は15.5万社であり、2016年度対比で18%増加している。足元の新規設立率は5.0%、退出率（推計値）は2.8%であることがわかる。

図表2 新規設立法人数、新規設立率等の推移



図表3は、生産年齢人口割合と新規設立率の関係を都道府県別に示したものである。各都道府県の新規設立率は2.5～8.0%の範囲にある中で、生産年齢人口割合が高いほど新規設立率も高い傾向があり、両者の相関係数は0.72である。

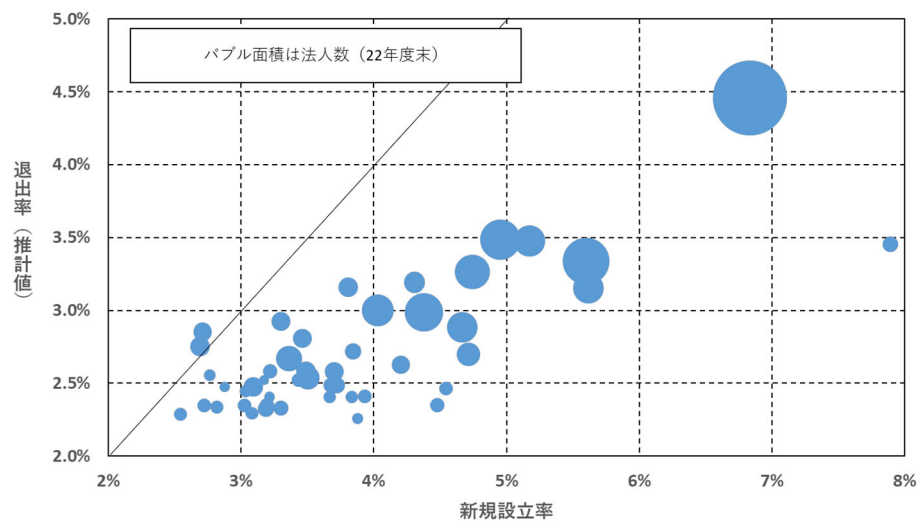
図表 3 都道府県別 生産年齢人口割合と新規設立率（19-23 年度平均）



地域経済の新陳代謝の観点からは、新規設立と併せて退出の状況を確認することも重要である（BOX 1 参照）。

図表 4 は、新規設立率と退出率（推計値）の関係を都道府県別に示したものである。新規設立率が高いほど退出率（推計値）も高い傾向があり、両者の相関係数は 0.76 である。生産年齢人口割合が低い、すなわち高齢化が進んでいる都道府県では、新規設立率と退出率（推計値）はいずれも低い傾向があり、一部では退出率（推計値）が新規設立率を上回る都道府県が存在する。一方で、生産年齢人口割合が高い都道府県では、法人の新陳代謝が図られている可能性が示唆される。

図表 4 都道府県別 新規設立率と退出率（推計値）（19-23 年度平均）

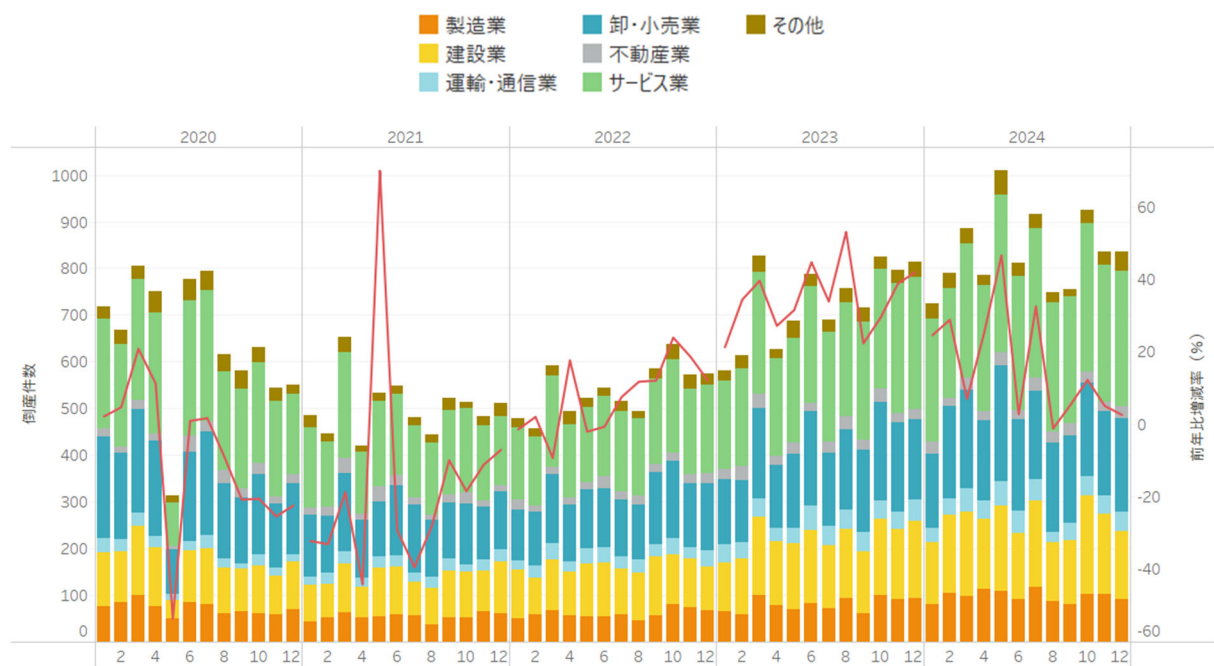


BOX 1: 企業倒産の動向

安定した経済成長のためには、個々の企業が生産性を高めることに加え、生産性の高い企業の参入や生産性の低い企業の退出といった、企業の新陳代謝が図られることも重要である。他方で、企業の退出が突然の倒産であった場合には金融機関の健全性にも影響を与えうる。ここでは、倒産の傾向及び金融機関における債務者区分が悪化する前の保全状況について確認する。

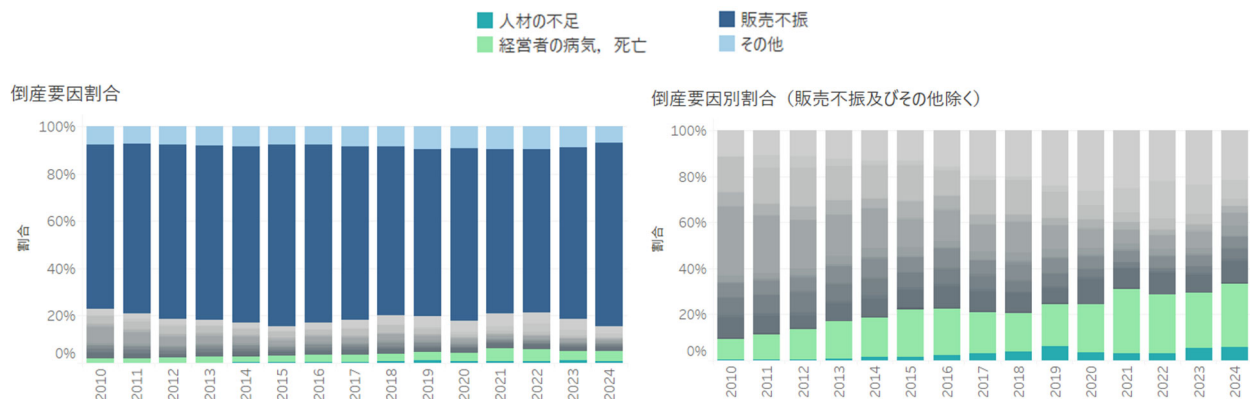
まず倒産件数の全体傾向を確認する⁵。倒産件数の推移を確認すると、月次倒産件数の伸び（前年比）は、23年8月を新型コロナ感染症後のピークとして鈍化傾向にあるものの、近年は物価高や人手不足等を要因に倒産件数が増加基調にある（図表5）。要因別に見ると、人材の不足や経営者の病気、死亡といった人材不足による倒産が増加傾向にある（図表6）。また、倒産負債規模については五千万円未満と比較的規模が小さな先が中心であるものの、負債規模が大きな先も増加している傾向が見受けられる（図表7）。

図表5 業種別倒産件数（月次）⁶

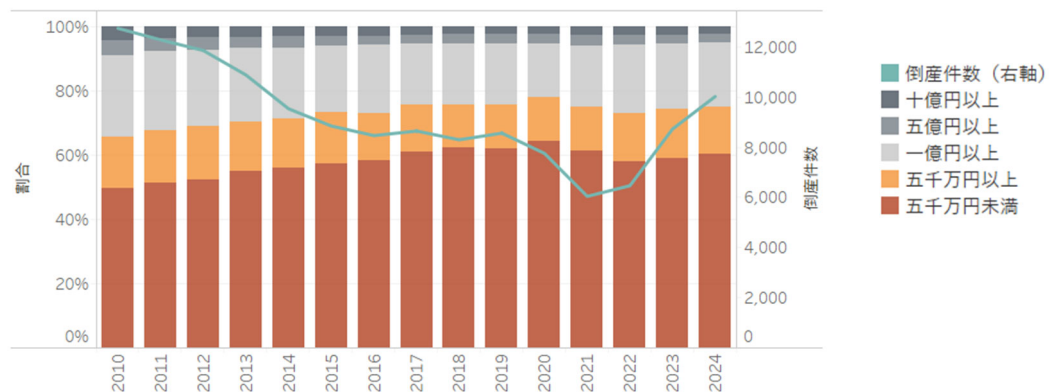


⁵ 株式会社帝国データバンクの倒産データを元に集計をしている。なお、本 BOX における倒産とは、株式会社帝国データバンクにて、①銀行取引停止処分を受ける、②内整理する（代表が倒産を認めた時）、③裁判所に会社更生手続開始を申請する、④裁判所に民事再生手続開始を申請する、⑤裁判所に破産手続開始を申請する、⑥裁判所に特別清算開始を申請する、の6つのケースのいずれかに該当すると認められ、倒産データに掲載されている先を指す。

⁶ 集計期間は2019年1月から2024年12月。

図表6 倒産要因別倒産件数（年次）⁷

図表7 負債規模別倒産件数（年次）



続いて、企業倒産が銀行の健全性に与える影響を捕捉すべく、貸出明細データ⁸から倒産企業向けの貸出状況を確認する。ここでは倒産企業を、23/9 月末時点で非倒産等企業（破綻懸念先以上）であったものの、24/3 月末時点で倒産等企業（実質破綻先⁹以下）と大きく債務者区分が変動した先と定義する。まず、倒産企業向け貸出残高は 23/9 月末時点で約 1,500 億円（2,151 先（名寄せ後 1,912 先））であり、本分析の集計対象行の法人向け貸出総額の 0.06% と僅少である（図表 8）。

他方、債務者区分の分布を見ると、23/9 月末時点では正常先及び要注意先に区分されていた

⁷ 倒産要因について、複数回答が可能なため、集計に重複（集計対象期間全体で約 2 割程度）が生じている。また、凡例のグレー部分に含まれる倒産要因は輸出不振、売掛金回収難、発注途上国の追上げ、業績不振、放漫経営、その他経営計画の失敗、火災・その他災害等。

⁸ 本 BOX においては、埼玉りそな銀行を除く地方銀行及び第二地方銀行のうち、23/9 月末及び 24/3 月末において保全に関する情報が利用可能な 62 行で集計。なお、共同 DP において、本格的なデータ収集が開始されるのが 2025 年 3 月期からであり、本 BOX で使用しているデータは本格的なデータ収集開始に向けたデータ精度向上等の取り組み途中のものであるため、一定の幅を持った解釈が必要である。

⁹ 実質破綻先とは、債務者区分上破綻先の一つ前の段階であり、法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者に区分されるものであり、一般的な倒産の状態ではない。

先が一定程度存在（倒産企業向け貸出全体のうち、残高ベースで約 34%、件数ベースで約 46%）していたことが確認できた。こうした先の保全率は、破綻懸念先とされていた先より低く約 55% 程度であり、仮に正常先や要注意先とされていた大口先に突然のランクダウンが発生した場合は、銀行の健全性にも影響を与える可能性がある。

図表 8 各債務者区分における貸出残高及び件数

	23/9					24/3				
	1 先当たり 貸出残高 (百万円)	貸出残高 (億円)	貸出残高 割合	先数	先数割合	1 先当たり 貸出残高 (百万円)	貸出残高 (億円)	貸出残高 割合	先数	先数割合
正常先	37.0	127	8.0%	342	15.9%					
要注意先	63.4	414	26.2%	652	30.3%					
破綻懸念先	89.6	1,037	65.8%	1,157	53.8%					
実質破綻先						55.7	965	75.8%	1,732	80.5%
破綻先						73.7	309	24.2%	419	19.5%
総計	73.3	1,577	100.0%	2,151	100.0%	59.2	1,274	100.0%	2,151	100.0%

以上のとおり、近年の倒産の多くは負債規模の小さな先である中、銀行の貸出残高に占める倒産企業向け貸出残高の割合は小さいことから、健全性への影響は限定的であると考えられる。一方で、債務者区分が高い状態から突然実質破綻先以下に下方遷移するケースも確認されており、金融機関における債務者の実態把握の状況には注視していく必要がある。

なお、共同 DP は運用開始時期が業態毎に異なるため、現時点では利用可能なデータに制約があり、本分析は対象行や時点が限られている点に留意する必要がある。引き続きデータ精度の向上とあわせ継続的な動向把握を進め、人手不足や全国的な賃金上昇及び金利の上昇等による企業倒産及び金融機関の健全性への影響を注視していく。

III. 新規設立法人等にかかる融資の状況

前章では、法人の新規設立と退出の状況を公表情報から概観した。本章では、これに共同 DP で収集した主要行等と地域銀行の貸出明細データを合わせて分析をする。

本章では、貸出明細データを用いて新規設立法人にかかる分析を行う場合、分析基準日からさかのぼって 5 年未満に法人番号が付与された法人を新規設立法人と定義している。以下では、新規設立法人向け融資の状況について、借り入れを行う側である法人の視点と融資の出し手となる銀行の視点に分けて確認する。また、本章では融資法人数を集計するために法人の名寄せと案分を行っている（BOX 2 参照）。

BOX 2: 貸出明細データにおける「法人の名寄せと案分」の必要性と手法

共同 DP の貸出明細データは債権単位データを保有することから、ある特定の法人向けの複数の銀行による融資を、債権の性質とともに把握できる利点がある。もっとも、このデータに対して「法人の名寄せ」をせずに集計を行うと、重複計上が生じてしまう場合がある。例として、図表 9 にあるように、ある法人 X に対して、主要行等である銀行 1 行（A 銀行）と、地域銀行である銀行 2 行（B 銀行、C 銀行）が融資している状況を考える。

このとき、法人の名寄せを行わずに銀行借入のある法人の数を集計すると、X に対する A 銀行、B 銀行、C 銀行による融資がそれぞれ 1 とカウントされるため集計結果は 3 となるが、実態に合わせ 1 と計上する必要がある。

この修正のため法人の名寄せを実施している。具体的には、各法人について、融資している銀行数をあらかじめ計算し、その逆数を名寄法人数として案分し、当該係数を用いることで重複計上を排除している。上記の例で、①「銀行計（主要行等及び地域銀行）からの融資」を見る場合、A 銀行、B 銀行、C 銀行による X への融資はそれぞれ $1/3$ となり、結果として合計で 1 ($1/3+1/3+1/3$) となり重複計上は生じない。銀行計の中で銀行業態別に集計する場合には、主要行等が $1/3$ 、地域銀行が $2/3$ ($1/3+1/3$) となる。

さらに、同様の例で、②「主要行等からの融資」のみで見ると場合には、A 銀行のみなので 1、③「地域銀行からの融資」のみで見ると場合には、B 銀行と C 銀行が融資をしているので、それぞれ $1/2$ であり合計で 1 となる。

このように、本稿で掲載している銀行計、主要行等及び地域銀行における融資法人数は法人番号で名寄せした後の値となっている。業種、債務者区分、越境等の属性等の情報にかかる融資法人数の集計においても、案分された名寄法人数を用いて集計することで重複の排除を行っている。

図表 9 法人名寄せと案分の考え方

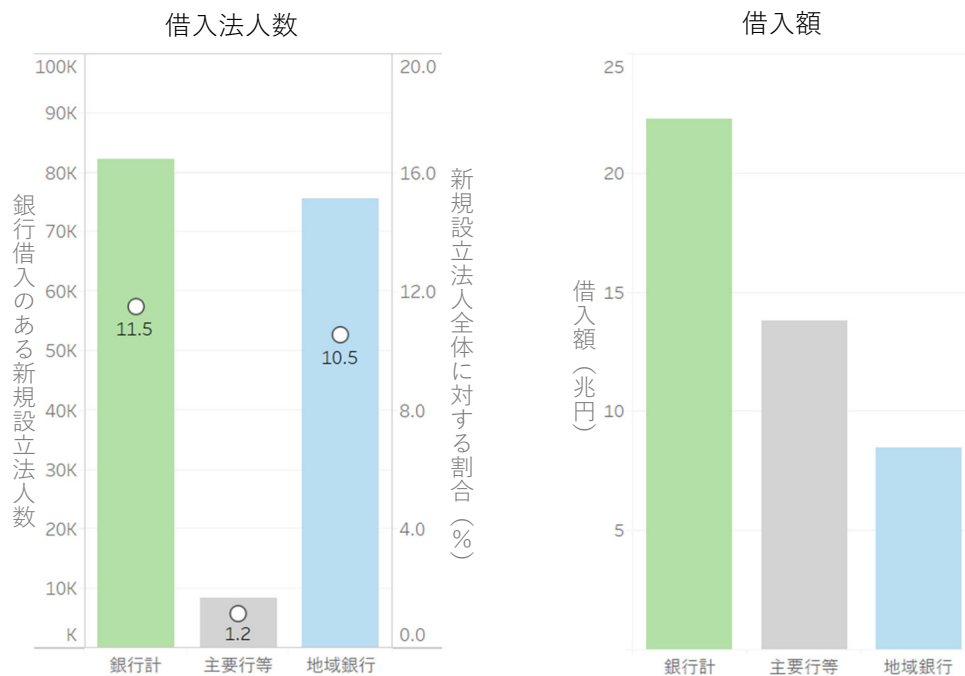
法人名	法人所在地域	銀行名	業態	業種	債務者区分	越境等	融資銀行数	名寄法人数		
								銀行計	主要行等	地域銀行
X社	O県	A銀行	主要行等	製造	正常先	主要行等	3	$1/3$	1	0
X社	O県	B銀行	地域銀行	製造	要管理先	県内	3	$1/3$	0	$1/2$
X社	O県	C銀行	地域銀行	製造	正常先	越境	3	$1/3$	0	$1/2$
Y社	P県	A銀行	主要行等	小売	要注意先	主要行等	2	$1/2$	1	0
Y社	P県	C銀行	地域銀行	その他サービス	正常先	越境	2	$1/2$	0	1

1. 新規設立法人から見た銀行借入の状況

本章での新規設立法人の定義（法人番号付与から5年未満の法人）に基づくと、2023年9月末基準日では、新規設立法人は71万社存在し、そのうち銀行から借入があるのは8.3万社（11.5%）であり、借入総額は22兆円である。

図表10は、銀行借入のある新規設立法人を銀行業態別に示したものである。法人数ベースで見ると全体の9割程度が地域銀行からの借り入れを行っている。また、借入額ベースで見ると6割程度が主要行等からの借入金である。

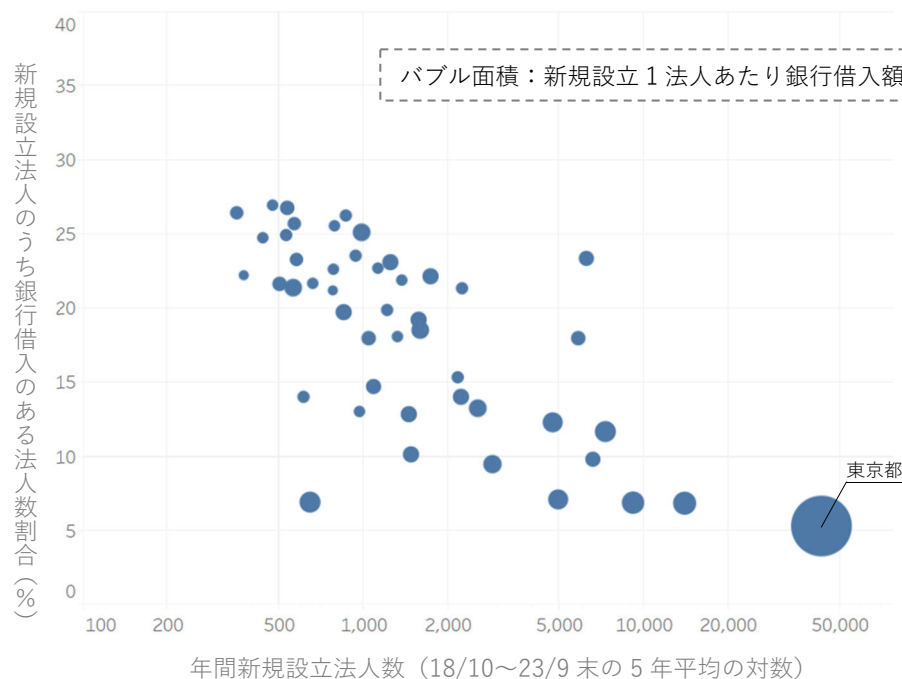
図表10 銀行借入のある新規設立法人



図表 11 は、年間新規設立法人数¹⁰と新規設立法人うち銀行借入のある法人数割合の関係を都道府県別に示したものである。年間新規設立法人数が多い都道府県ほど新規設立法人うち銀行借入のある法人数割合が低い傾向があることがわかる。また、新規設立 1 法人あたり銀行借入額は、東京都が他道府県に比べて突出して大きい。

なお、本分析では政府系金融機関、信用金庫、信用組合等による融資は分析の対象外であるため、銀行借入のある新規設立法人数の割合が小さい都道府県においても、その他業態の金融機関の融資により新規設立法人に資金が供給されている可能性があることには留意が必要である。

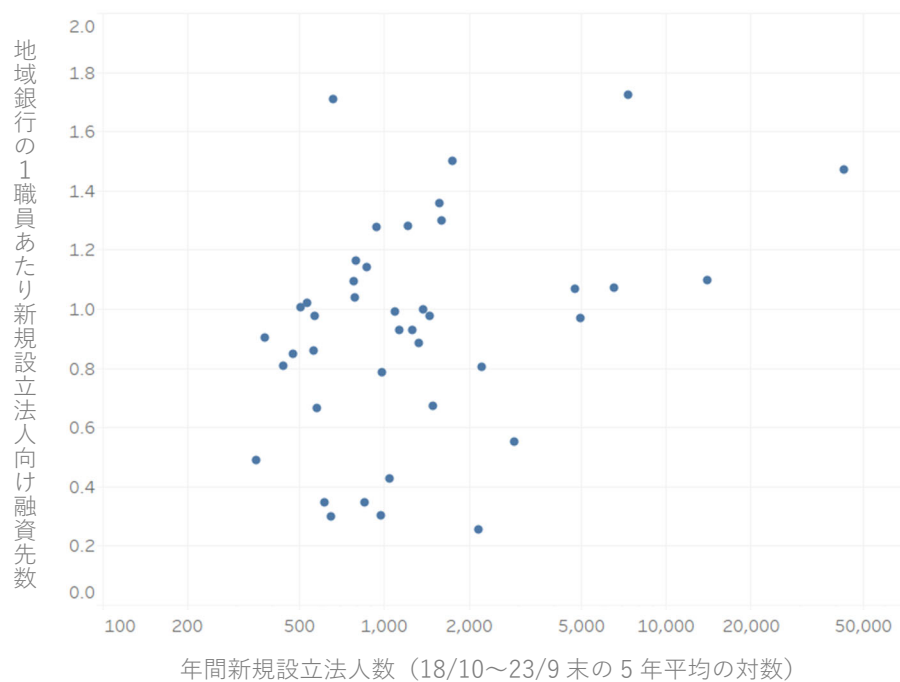
図表 11 都道府県別 年間新規設立法人数と新規設立法人のうち銀行借入のある法人数割合



¹⁰ なお、新規設立法人数については常用対数をとっている。

図表 12 は、年間新規設立法人数と地域銀行の 1 職員あたり新規設立法人向け融資先数の関係を都道府県別¹¹に示したものである。これによると、年間新規設立法人数が多い（4,000 先以上）都道府県では地域銀行の 1 職員あたり新規設立法人向け融資先数は概ね 1 を超え、相対的に多い傾向があることがわかる。もっとも、地域銀行の職員 1 人あたり新規設立法人向け融資先数のばらつきは大きく、地域銀行による新規設立法人向け融資への取組み姿勢に違いがあることにも留意しておく必要がある。

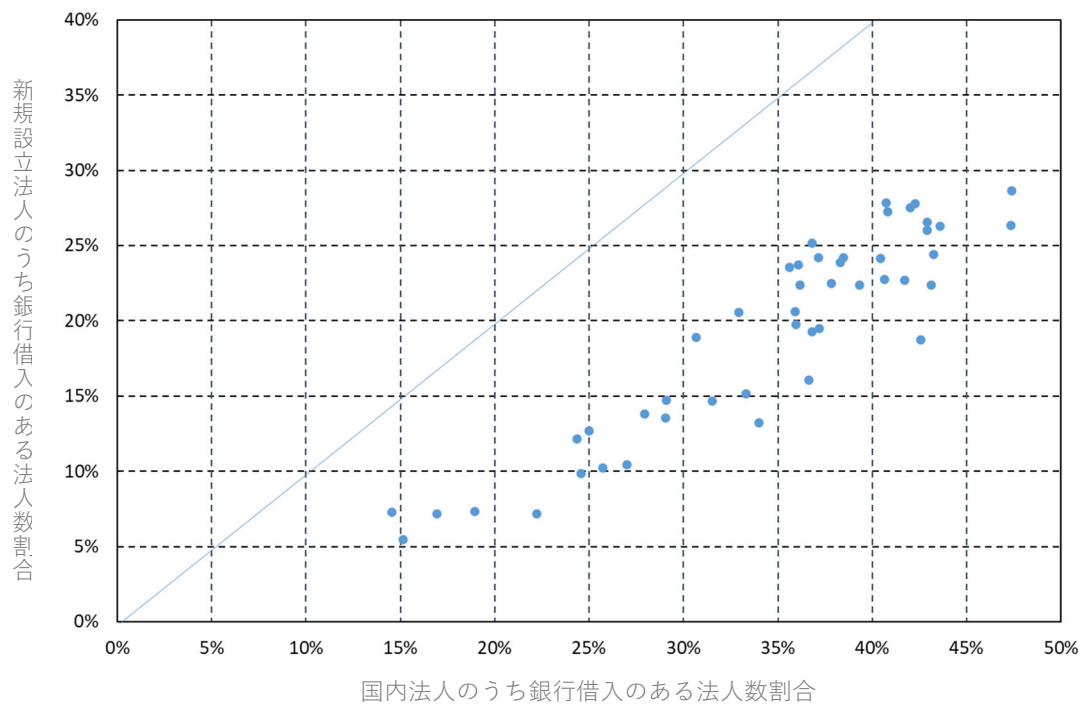
図表 12 都道府県別 年間新規設立法人数と地域銀行の 1 職員あたり新規設立法人向け融資先数



¹¹ 地域銀行の 1 職員あたり新規設立法人向け融資先数は、地域銀行の本店所在都道府県で集計している。

図表 13 は、国内法人（既存法人及び新規設立法人を含む全体）のうち銀行借入のある法人数割合と、新規設立法人のうち銀行借入のある法人数割合の関係を、都道府県別に示したものである。これによると、すべての都道府県で 45 度線より下位に位置していることから、既存法人の方が新規設立法人よりも銀行借入を受けている割合が高いことがわかる。

図表 13 法人所在都道府県別 銀行借入のある法人数割合（国内法人全体、新規設立法人）



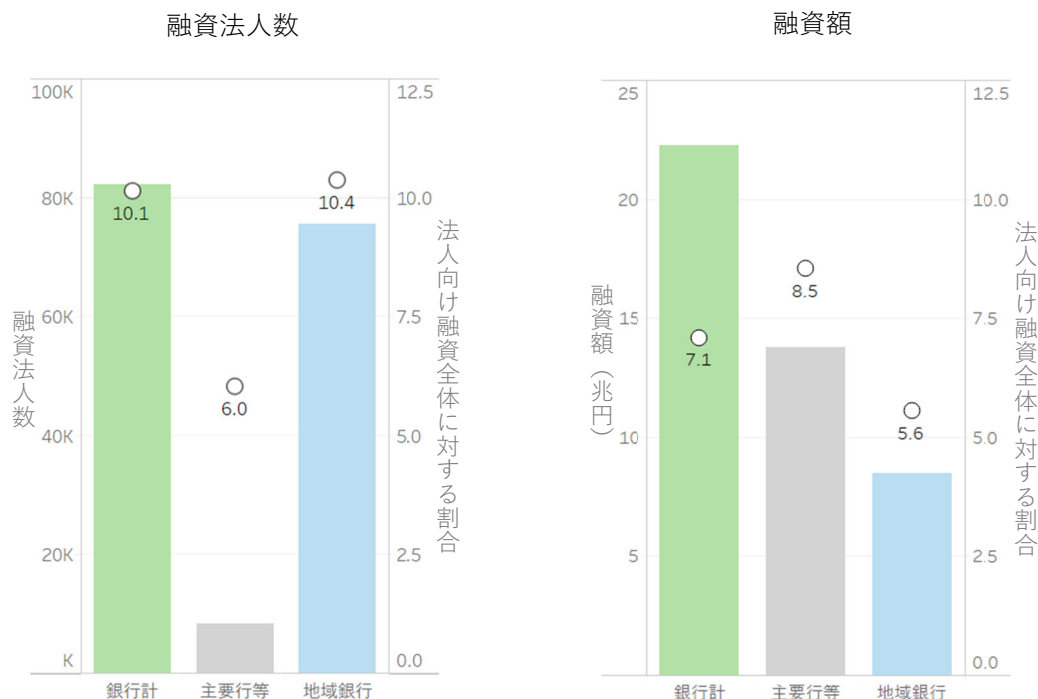
2. 銀行から見た新規設立法人向け融資の状況

以下では、(1) 銀行業態別、(2) 法人所在都道府県別、(3) 業種別、(4) 債務者区分別、(5) 総借入金額階層別、(6) 越境等別の6つの観点から、銀行の新規設立法人向け融資の状況について、既存法人向けを含む法人向け融資全体等の状況と比較しながら分析する。その際、各指標を融資法人数ベースと融資額ベースで計算することで、より細かく特徴を確認する。

(1) 銀行業態別¹²

図表 14 は、新規設立法人向け融資の状況を銀行計と業態別に示したものである。これによると、新規設立法人向け融資が法人向け融資全体に占める割合は、融資法人数ベースでは、主要行等 6.0%、地域銀行 10.4% となっており、地域銀行の方が高い。融資額ベースでは、主要行等 8.5%、地域銀行 5.6% となっており、主要行等の方が高い。

図表 14 銀行業態別 新規設立法人向け融資

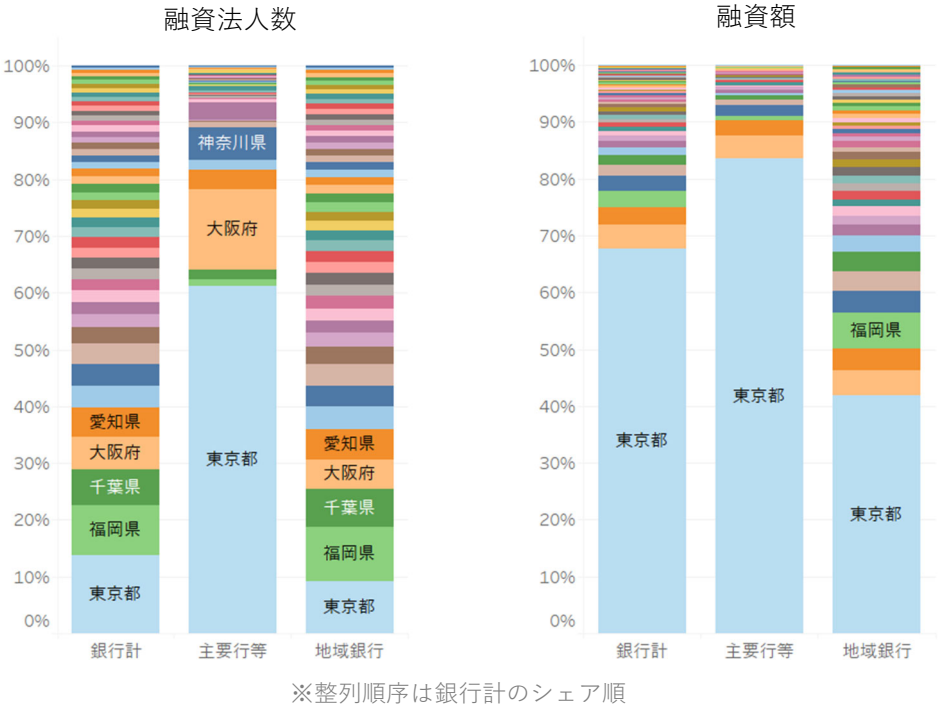


¹² 銀行業態は主要行等と地域銀行（地方銀行と第二地方銀行）に分類する。

(2) 法人所在都道府県別

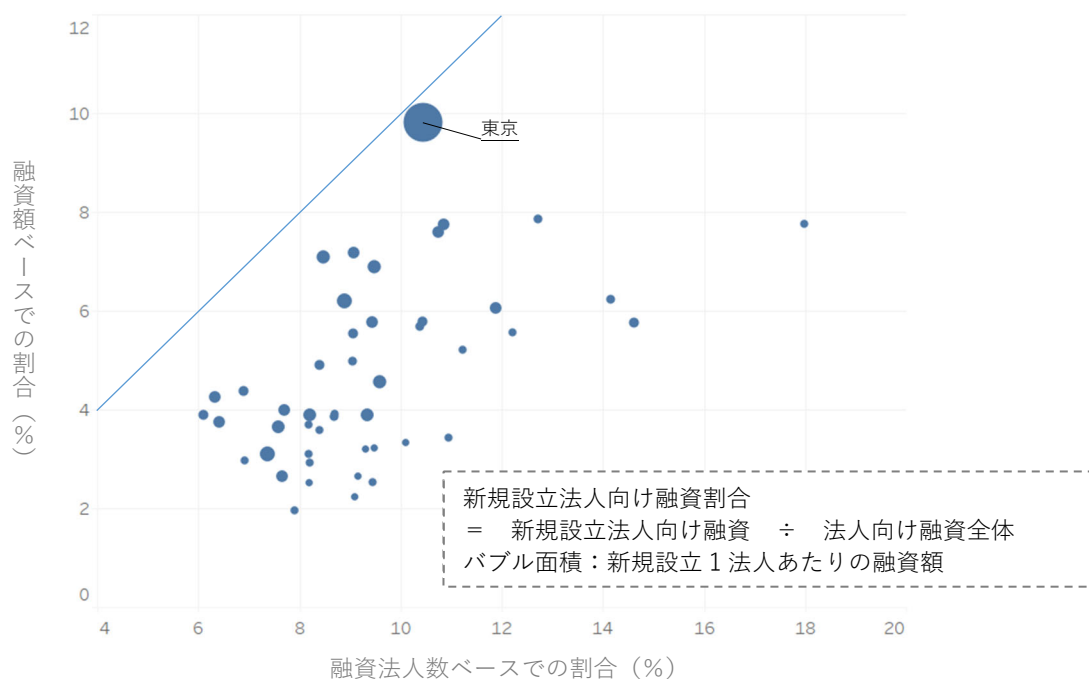
図表 15 は、新規設立法人向け融資について法人所在都道府県別の融資シェアを示したものである。融資法人数ベースで見ると、主要行等では、東京のシェアが他すべての道府県の合計を上回るほど高い一方で、地域銀行では、シェアが各都道府県に分散しており、東京よりも福岡の方が高くなっている。融資額ベースで見ると、主要行等と地域銀行の双方で東京のシェアが最も高い。地域銀行では、融資法人数ベースと融資額ベースで見た時の東京のシェアの差が大きい。

図表 15 法人所在都道府県別 新規設立法人向け融資シェア



図表 16 は、新規設立法人向け融資が法人向け融資全体に占める割合について、融資法人数ベースでの割合と融資額ベースでの割合の関係を、都道府県別に示したものである。新規設立法人向け融資が融資全体に占める割合は、融資法人数ベースでは 6～18%、融資額ベースでは 2～10% の範囲にある中で、すべての都道府県で、融資法人数ベースでの割合が融資額ベースでの割合よりも高くなっていることがわかる。これは、新規設立法人向けの融資額が既存法人向けに比べて小さい傾向があるためと考えられる。もっとも、主要行等については、後述の通り新規設立法人向けの方が既存法人より 1 法人あたり平均融資額が大きいいため、主要行等の融資シェアが高い東京では、融資法人数ベースと融資額ベースの割合が近い水準にあると考えられる。

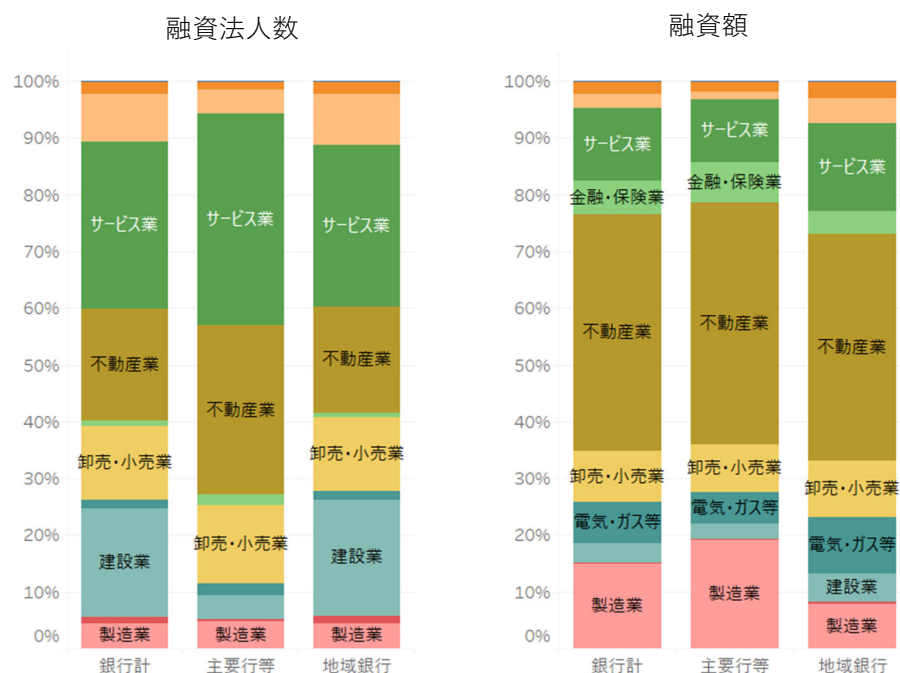
図表 16 法人所在都道府県別 新規設立法人向け融資割合（融資法人数・融資額）



（３）業種別¹³

図表 17 は、新規設立法人向け融資について業種別の融資シェアを示したものである。融資法人数ベースでは、サービス業、建設業、不動産業のシェアが高く、融資額ベースでは、不動産業、製造業、サービス業のシェアが高いことがわかる。個別業種毎に見ると、サービス業は融資法人数ベースでは 3 割程度を占めるが、融資額ベースでは 1 割程度にとどまる。逆に、不動産業は融資法人数ベースでは 2 割程度にとどまるが、融資額ベースでは 4 割程度と大きい。この差異は各業種の法人特性の差によるものと考えられる。

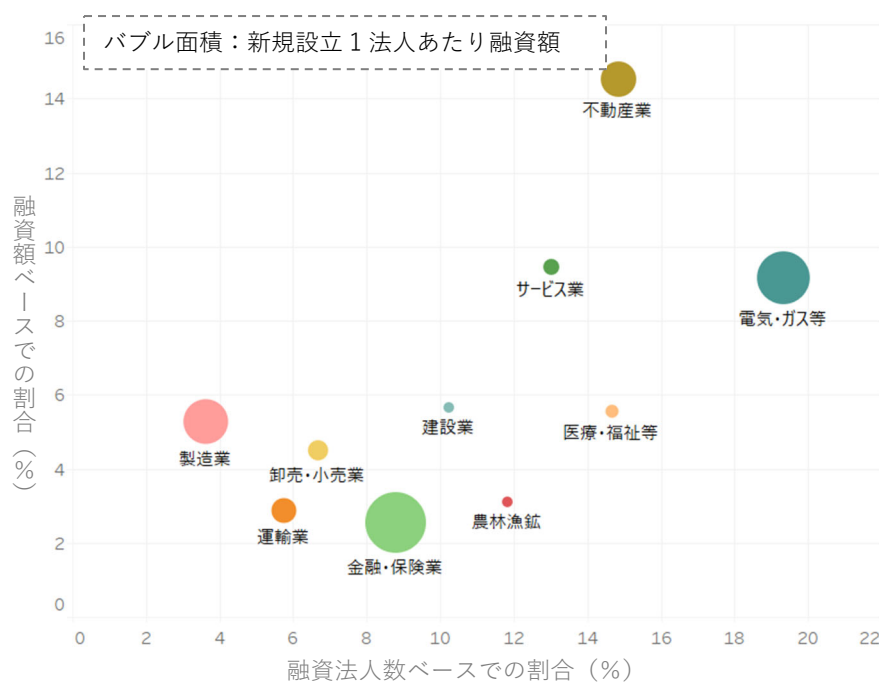
図表 17 業種別 新規設立法人向け融資シェア



¹³ 法人の業種は、日銀業種の大分類をベースとしつつ、「製造業」「農林漁鉱業」「建設業」「運輸業」「電気・ガス等」「卸売・小売業」「金融・保険業」「不動産業」「サービス業（通信業はここに含めている）」「医療・福祉等」の 10 区分に整理している。

図表 18 は、新規設立法人向け融資が法人向け融資全体に占める割合について、融資法人数ベースでの割合と融資額ベースでの割合の関係を、業種別に示したものである。バブルの面積は新規設立 1 法人あたり融資額である。不動産業、電気・ガス等、サービス業は図表の右上に位置しており、新規設立法人向け融資の割合が融資全体の中で高めの傾向にあることがわかる。なお、製造業及び不動産業では、融資先数ベースと融資額ベースでの割合がほぼ同値であり、新規設立法人向けと既存法人向けは平均では同規模の融資額となっている。また、新規設立 1 法人あたり融資額を見ると、金融・保険（物品賃貸含）業、電気・ガス等、製造業、不動産業の順に大きい。

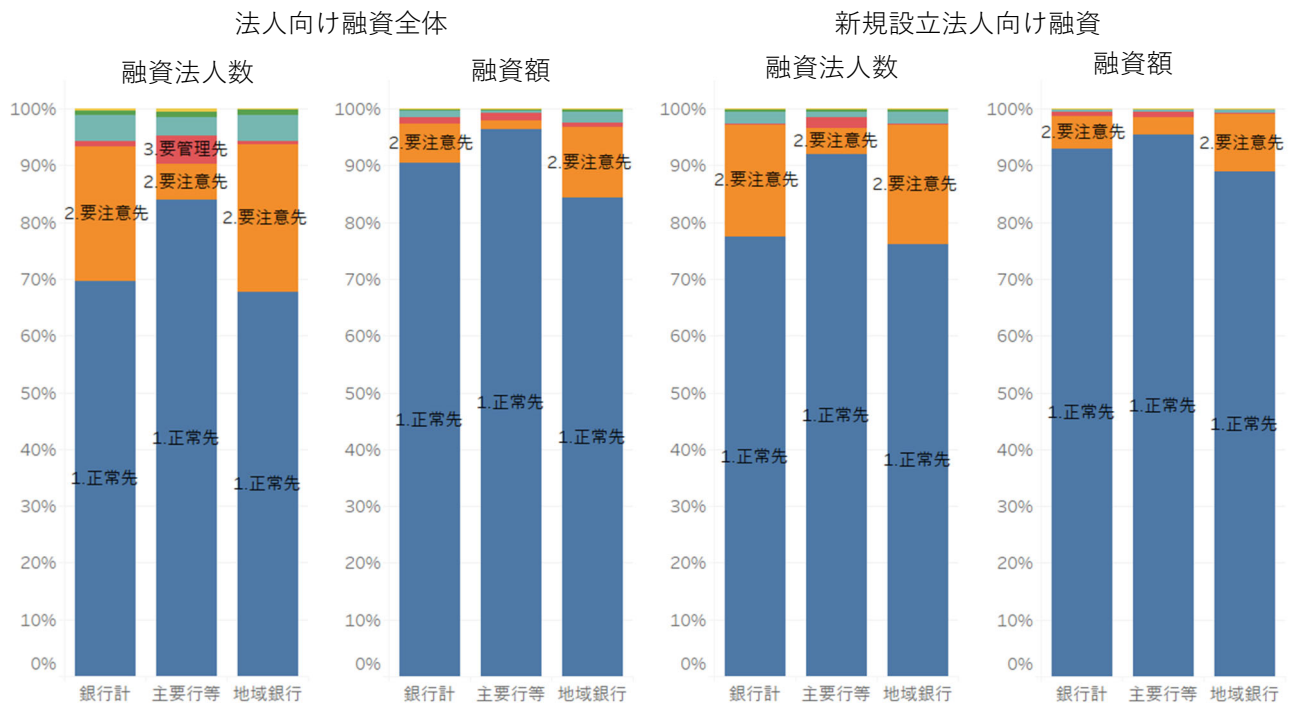
図表 18 業種別 新規設立法人向け融資割合（融資法人数・融資額）



(4) 債務者区分別¹⁴

図表 19 は、法人向け融資全体と新規設立法人向け融資のそれぞれについて、債務者区分別の融資割合を示したものである。融資法人数ベース、融資額ベースのいずれにおいても、新規設立法人向け融資は法人向け融資全体に比べて正常先割合が高い傾向にあることがわかる。なお、地域銀行の新規設立法人向け融資では、要注意先以下が、融資法人数ベースで 24%、融資金額ベースで 11%存在しており、一定程度リスクのある先へも資金供給をしている様子が窺える。

図表 19 債務者区分別 融資割合



¹⁴ 債務者区分は、正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の 6 区分としている。

図表 20 は、法人向け融資全体と新規設立法人向け融資のそれぞれについて、債務者区分別の 1 法人あたり平均融資額を示したものである。主要行等の 1 法人あたり平均融資額は、すべての債務者区分において、新規設立法人向けが法人向け融資全体に比べ大きい。特に要注意先に対する平均融資額は、新規設立法人向けが法人向け融資全体の 3 倍程度となっている。一方で、地域銀行の 1 法人あたり平均融資額は、すべての債務者区分において、新規設立法人向けが法人向け融資全体の 5 割程度と小さい。

なお、新規設立法人として捉えた法人の中には、大企業の出資や持ち株会社化、合併等で設立された法人、SPC、法人成りをした個人事業主等の多様なケースが含まれており、こうした多様性が平均融資額に影響していると考えられる点には留意が必要である。

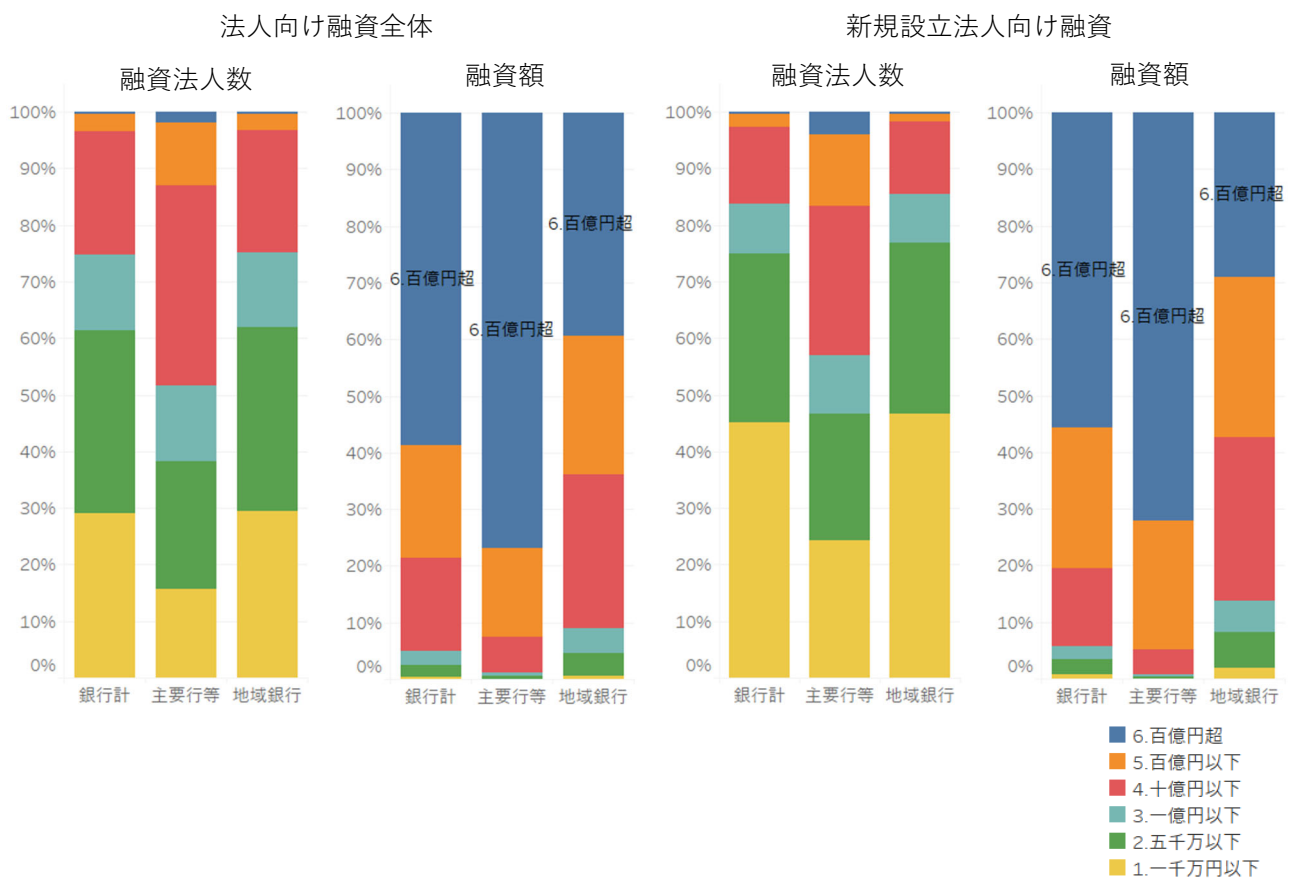
図表 20 債務者区分別 1 法人あたり平均融資額（百万円）

法人向け融資全体				新規設立法人向け融資			
	銀行計	主要行等	地域銀行		銀行計	主要行等	地域銀行
正常先	506	1,335	262	正常先	328	1,712	132
要注意先	113	291	101	要注意先	79	1,059	54
要管理先以下	149	246	105	要管理先以下	123	722	39

（５）総借入金額階層別¹⁵

図表 21 は、法人向け融資全体と新規設立法人向け融資のそれぞれについて、総借入金額階層別に融資割合を示したものである。地域銀行では、融資法人数ベース、融資額ベースのいずれにおいても、法人向け融資全体に比べ新規設立法人向け融資の方が規模の小さい区分の割合が高くなる。一方、主要行等では、新規設立法人向け融資において、融資法人数・融資額ともに、総借入金額十億円超の規模区分の占める割合が高くなる。

図表 21 総借入金額階層別 融資割合



¹⁵ 総借入金額階層は、法人が銀行から借り入れた総金額について1. 一千万円以下、2. (一千万円超)五千万円以下、3. (五千万円超)一億円以下、4. (一億円超)十億円以下、5. (十億円超)百億円以下、6. 百億円超の6つの区分に分類している。本指標は、法人規模や属性の代替指標になると考えられる。

融資先法人の規模に応じて銀行が保証をつける割合も異なると考えられる。図表 22 は、法人向け融資全体と新規設立法人向け融資のそれぞれについて、総借入金額階層別に優良保証¹⁶によるカバー率を示したものである。ここでカバー率とは、融資額に対する優良保証額の割合としている。主要行等と地域銀行の双方で、総借入金額が小さいほど優良保証によるカバー率が高い。この傾向は法人向けであるか新規設立法人向けであるかによらない。また、新規設立法人向け融資は法人向け融資全体と比べ、1 法人あたり総借入金額が 1,000 万円以下の区分でカバー率が高く、5,000 万円超の区分より大きい規模区分で低くなっている。

図表 22 総借入金額階層別 優良保証カバー率

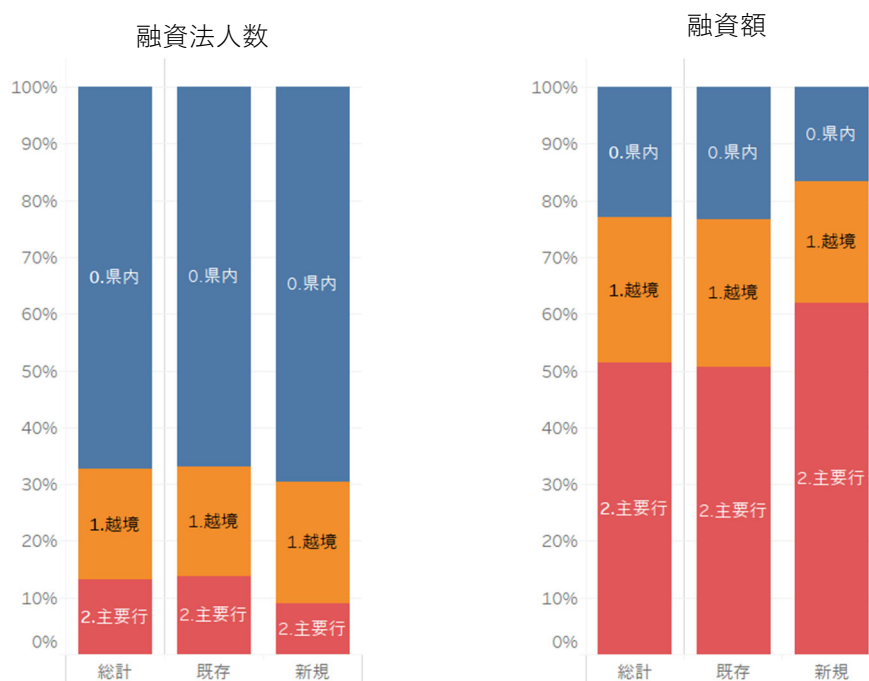
法人向け融資全体				新規設立法人向け融資			
	銀行計	主要行等	地域銀行		銀行計	主要行等	地域銀行
1.一千万円以下	67.09	62.00	67.60	1.一千万円以下	76.52	74.46	76.65
2.五千万以下	58.29	51.30	59.19	2.五千万以下	53.47	51.99	53.59
3.一億円以下	45.04	40.21	45.84	3.一億円以下	22.49	23.87	22.32
4.十億円以下	16.77	11.34	18.09	4.十億円以下	4.14	3.08	4.40
5.百億円以下	2.62	2.25	2.87	5.百億円以下	1.69	2.37	0.81
6.百億円超	1.21	1.36	0.88	6.百億円超	0.49	0.54	0.29

¹⁶ 優良保証は、次のいずれかである保証とする。①公的信用保証機関の保証、②金融機関の保証、③複数の金融機関が共同して設立した保証機関の保証、④地方公共団体と金融機関が共同して設立した保証機関の保証、⑤地方公共団体の損失補償契約等保証履行の確実性が極めて高い保証、⑥一般事業会社による保証であって特定の条件を満たすもの（原則として金融商品取引所上場の有配会社又は店頭公開の有配会社で、かつ保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約によるものである保証）。

(6) 越境等別¹⁷

図表 23 は、越境等別に融資シェアを示したものである。融資法人数ベースで見ると、地域銀行による都道府県内（図表上の記載は「県内」）融資が最もシェアが大きく、新規設立法人・既存法人向け融資のそれぞれ 7 割程度を占めている。次に地域銀行による越境融資のシェアが大きく、主要行等が最も小さい。融資額ベースで見ると、新規設立法人・既存法人向け融資ともに、主要行等、地域銀行による越境融資、都道府県内融資の順にシェアが大きい。既存法人向けか新規設立法人向けかで、地域銀行の越境割合に大きな差異は見られない。

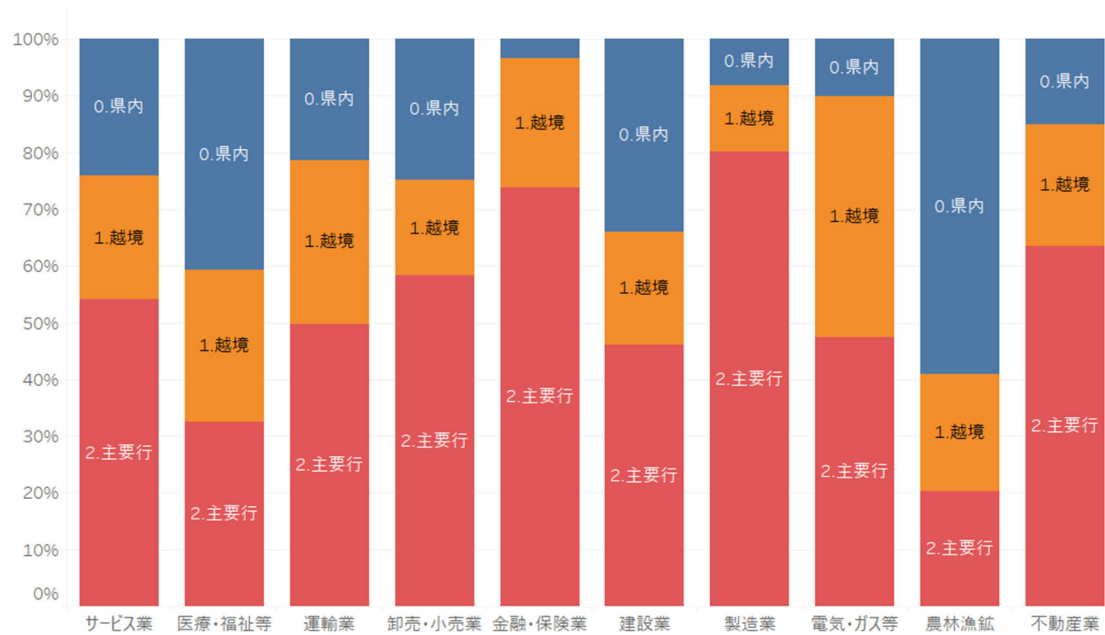
図表 23 越境等別 融資シェア



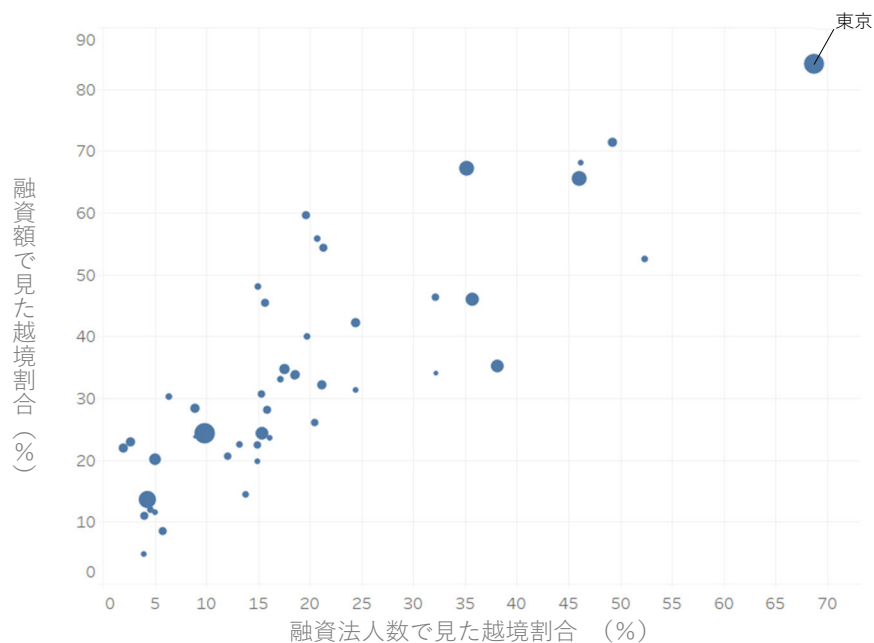
¹⁷ 越境融資とは、地域銀行による本店所在都道府県外への融資とし、主要行等による融資は越境融資とみなさず、主要行等という区分で図示している。すなわち、越境等とは「都道府県内融資」「越境融資」「主要行等による融資」の3区分を指す。

地域銀行による越境融資割合について、業種別では金融・保険（物品賃貸含）業、電気・ガス等向けが高く（図表 24）、都道府県別では東京に所在する法人向けが突出して高いことがわかる（図表 25）。また、多くの都道府県で融資法人数ベースより融資額ベースの越境割合が高いことから、越境融資の1法人あたり融資額が都道府県内融資に比べ大きいことを示している。

図表 24 越境等別 業種別の新規設立法人向け融資額シェア



図表 25 法人所在都道府県別 地域銀行の新規設立法人向け融資の越境割合



IV. 新規設立法人向け融資条件にかかる検証

本章では、地方銀行を対象に、新規設立法人向けと既存法人向けの融資条件の差異を回帰分析によって確認する。分析には、共同 DP から得られる貸出明細データを中心に、新規設立法人の判別に国税庁法人番号情報を用いている。

本分析では、被説明変数を（１）融資金利、（２）融資期間、（３）信用保証協会による保証付き融資（以下「保証協会付融資」という。）であるか、とした３つの分析を試行している。説明変数は共通して、新規設立法人フラグ（分析基準日からさかのぼって５年未満に法人番号が付与された法人を１とするバイナリ変数¹⁸）とした。

回帰分析では、被説明変数に対して説明変数以外が与える影響を排除（コントロール）することが重要である。ここで、今回の被説明変数に影響を与えうる要因としては、

- ①銀行共通のマクロ要因（国債の金利水準や景気判断など）
- ②融資の債権要因（当初元本や融資科目など）
- ③融資先の法人要因（融資先の業種や財務内容、所在地など）
- ④融資元の銀行要因（銀行の経費率など）

が考えられる。①の影響を排除するため、分析基準日を２０２３年９月末とし、分析対象とする債権は基準日からさかのぼって１年未満に実行されたものに限定した（３つの分析共通）。これにより、マクロ要因として考えられる、民間金融機関における実質無利子・無担保融資の実行¹⁹や昨今の金利上昇局面などの急激な変化の影響を排除できると考えられる。②、③、④については、各分析においてそれぞれ適切なコントロール変数を選択した。

1. 新規設立法人と既存法人の融資金利差分析

本節では「法人としての履歴が少ない新規設立法人は、同一環境・同一財務内容であっても融資実行時の融資金利が高いのではないか」という仮説のもと分析を行った。

本節における被説明変数と説明変数、分析対象データは前述のとおりであり、コントロール変数は、当初元本や融資科目など（②の影響を排除）、業種や債務者区分など（③の影響を排除）、銀行ダミー（④の影響を排除）を設定した。なお、保証協会付融資の保証料を融資金利に計上しているか手数料に計上しているかは銀行により異なることから、当該影響を考慮するため、保証協会付融資であるかのフラグを別途作成し銀行ダミーと組み合わせた変数を用意し、コントロール変数として追加している。

以下、図表 26 に対象データ・各変数の説明と回帰結果を示す。

¹⁸ 「０」または「１」の二つの値をとる変数のこと。

¹⁹ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の１つとして、申込み期間が２０２０年５月１日から２０２１年３月３１日までの間で実施された。

図表 26 対象データ・各変数の説明と回帰結果

対象データ	共同DPデータ (地方銀行)	基準日(23年9月末)からその1年前(22年10月1日)の間に実行された融資 各変数で欠損がないもの 法人番号が付与できるもの
被説明変数	融資金利	融資金利0は対象外 単位は%
説明変数	新規設立法人フラグ	新規設立法人を1、既存法人を0としたバイナリ
コントロール変数	債権	当初元本log
		底は10
		融資科目※
		商業手形・証書貸付などの融資科目
		金利種別※
		変動/固定/設定なしの金利種別
	法人	銀行+保証協会有無※
		銀行と保証協会の有無をクロスさせたダミー変数
		長期フラグ
		融資日数が366日以上の場合に1とするバイナリ
		日銀業種※
		日銀が定めた業種分類
		法人所在地※
		都道府県別
		法人規模※
		大/中堅/中小/その他の4区分
		債務者区分※
		正常先/要注意先/要管理先/破綻懸念先/実質破綻先/破綻先の6区分
		越境フラグ
		銀行の本店所在県と違う法人への融資を1とするバイナリ
		売上高log
		底は10
		親会社フラグ
		中核企業の登録があり、それが自身でない場合に1とするバイナリ

※はダミー変数であることを示す

	変数	係数 (単位は%pt)
被説明変数	融資金利	定数 4.53
説明変数	新規設立法人フラグ	+0.043 (P値:0)
コントロール変数	明細	当初元本log10
		-0.231
		融資科目※
		-0.634 ~ +0.954
		金利種別※
		-0.055 ~ +0.040
	法人	銀行+保証協会有無※
		-0.098 ~ +1.060
		長期フラグ
		+0.036
		日銀業種※
		-0.523 ~ +1.085
		法人所在地※
		-0.563 ~ +0.132
		法人規模※
		-0.158 ~ +0.172
		債務者区分※
		+0.417 ~ +1.085
		越境フラグ
		-0.045
		売上高log10
		-0.221
		親会社フラグ
		-0.166

No. Observations:	503,268
Df Residuals:	503,029
Df Model:	238
Adj. R-squared:	0.3400

この回帰結果は、当初元本や業種・財務内容²⁰等の様々な要因を排除したとしても、新規設立法人向け融資の金利は、既存法人に比べ+0.043%²¹ポイント高いことを示している一方で、係数自体は小さい。したがって、実行済みの融資の範囲では、新規設立法人であるか否かは融資金利に大きな影響は与えていないと示唆される。

また、本結果を補強するために、機械学習を活用して同様の仮説を検証した。

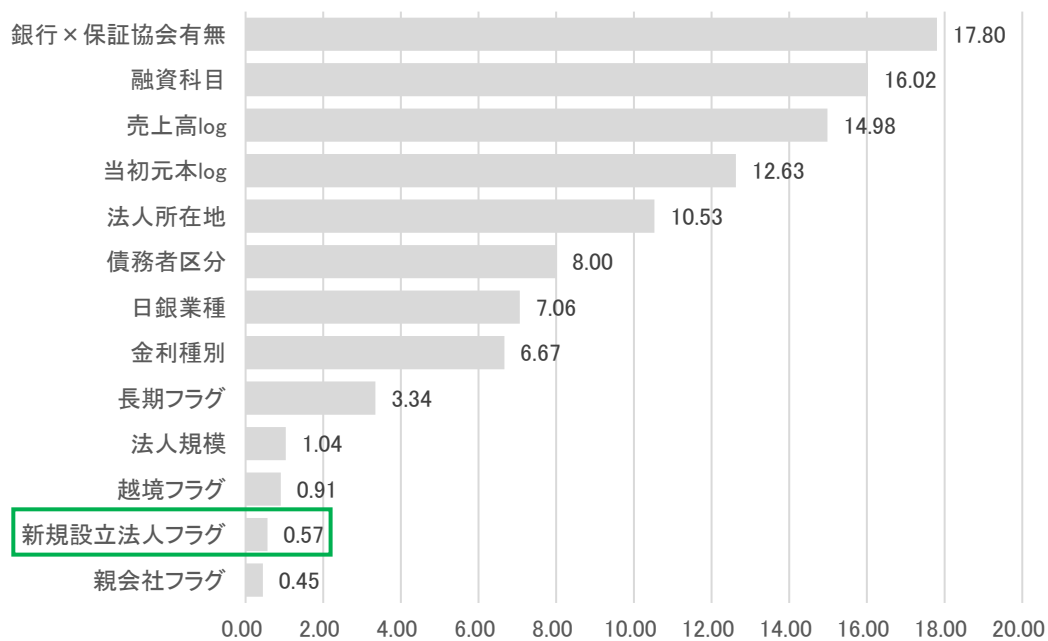
²⁰ 各法人の財務内容に関するコントロール変数としては、図表 26 に示した売上高以外にも、赤字の有無、ROA、流動資産回転率や現預金比率等を採用することも考えられる。これらのコントロール変数を用いた重回帰も試行したが、結果としては、それぞれの変数の係数はほぼ0であり、かつ売上高をコントロール変数とした場合の説明変数や他のコントロール変数の係数にほぼ影響を与えなかった。これは、コントロール変数である債務者区分がこれら財務内容を包括し、融資金利をより説明しているためと考えられる。

²¹ 親会社のある法人やSPCの影響を抑えるため、売上高10億円未満の法人向け融資に絞って計算しても+0.040%ポイント、地方銀行の融資合計が1億円未満に絞って計算しても+0.061%ポイントとほとんど変化がなかった。

分析手法は、所在地・債務者区分等のカテゴリカル変数の処理に優れていること、過学習を防ぎつつも高精度のモデル構築ができること等の利点がある CatBoost (BOX 3 参照) を採用した²²。

各変数の重要度の計算結果は図表 27 のとおり。すべての変数の重要度を合計すると 100 になるなかで、新規設立法人フラグの重要度²³は 0.57 であり、当該モデルにおいても新規設立法人であるかは融資金利の決定にはあまり影響していないことが示された。

図表 27 CatBoost による各変数の重要度



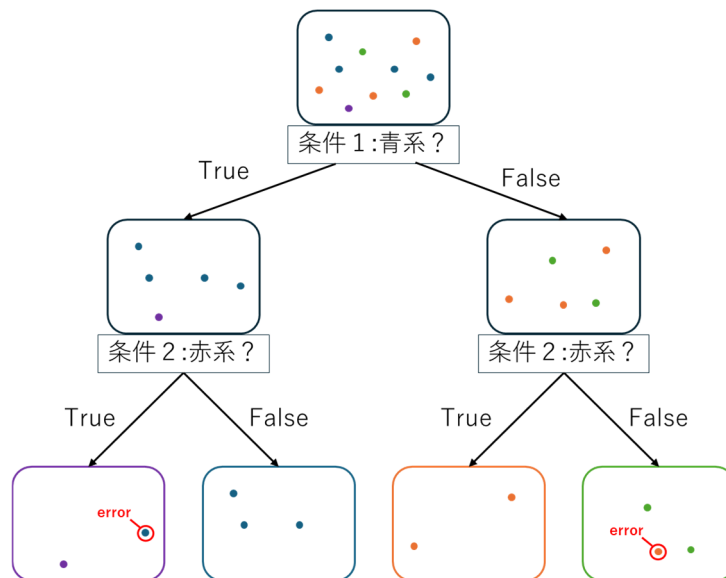
²² Liudmila Prokhorenkova 『CatBoost: unbiased boosting with categorical features』 arXiv

²³ 重要度とは、特徴量の値が変化した場合に予測が平均してどれだけ変化するかを示したものの。

BOX 3: CatBoost の概要

CatBoost は、XGBoost や LightGBM が属する勾配ブースティングアルゴリズム（勾配降下法とアンサンブル学習のブースティングを決定木に適応したもの）の 1 種である。具体的には、まず各変数に対する適当な条件分岐（例えば $\text{if } x_1 > \chi_1 \text{ then } \sim\sim \text{ else } \sim\sim$ 。分岐点 χ_i の初期値は、多くの場合、平均値を採用する）を用いて決定木（図表 28）を構築し、その決定木の予測値を誤差も含めて次の決定木の予測値として学習することを繰り返し、最終的な予測値を出力するものである。ちなみに XGBoost、LightGBM、CatBoost では決定木の構築方法や学習時の計算手法²⁴が異なっている。

図表 28 決定木のイメージ

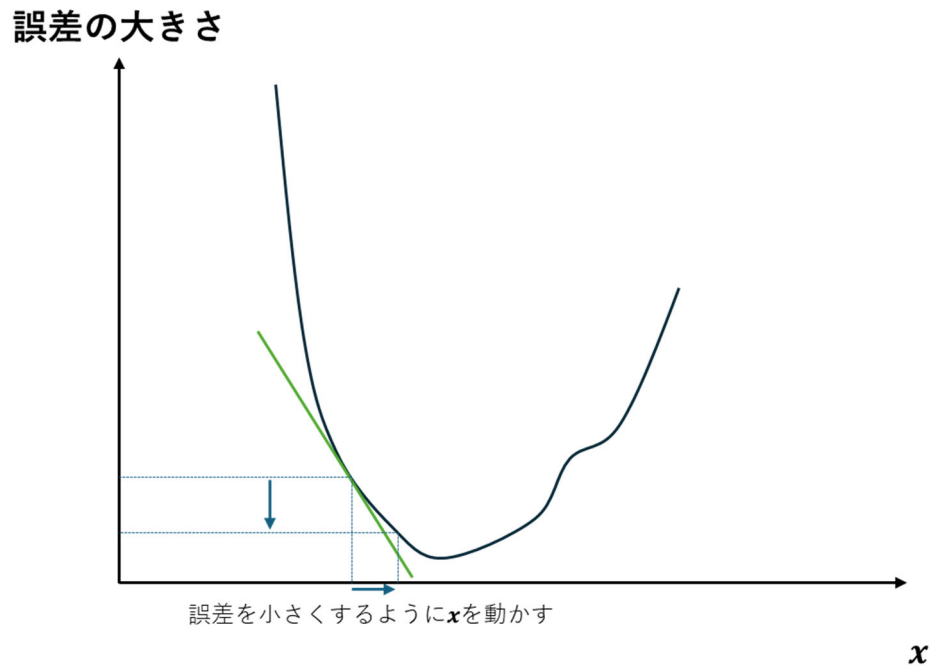


< 勾配降下法 >

機械学習アルゴリズムにおける目的の一つとして、正確な予測を行うことが挙げられる。ここで予測の正確さを表す指標として「誤差の大きさ」が広く用いられている。この「誤差の大きさ」を小さくする方法の一つが勾配降下法であり、具体的には $x_1 = \chi_1$ であるときの誤差に対する傾きを計算し、誤差が 0 に近くなる方向に χ_1 を更新することを繰り返すものである。

²⁴ XGBoost や LightGBM、CatBoost では一次微分を利用する勾配降下法ではなく二次微分まで利用する Newton 法を使う場合も多いが、総じて勾配ブースティングと呼ばれている。

図表 29 勾配降下法のイメージ



<ブースティング>

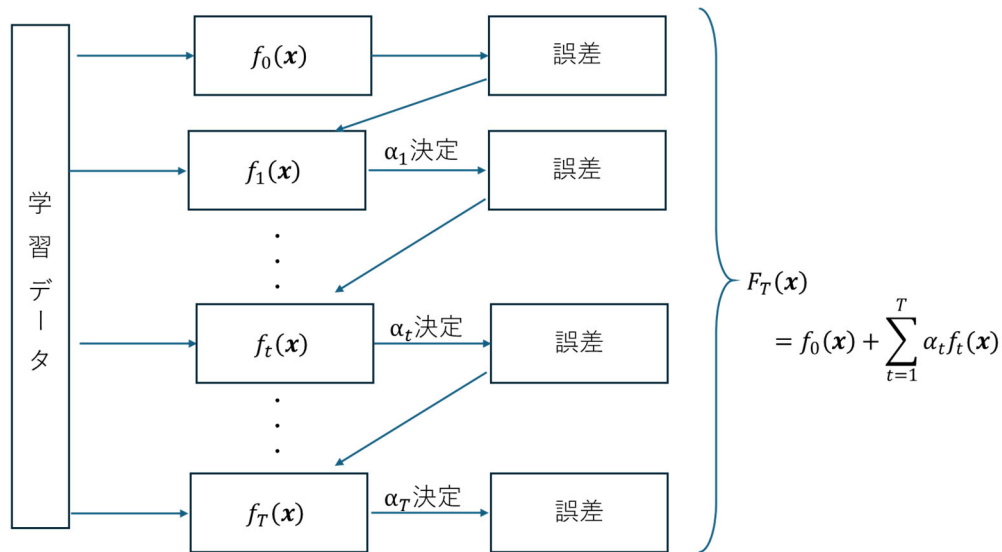
機械学習のプロセスを単純化すると、学習データに対するモデル作成、予測と実際のデータの比較評価、評価を踏まえたモデル作成、結果の評価の繰り返しである。ブースティングとは、モデルによる予測と実際のデータの差異が大きかったデータを重点的に学習し、新たなモデルを作成することを繰り返す手法のことである。

数式で表すと T 回目の更新で得られるモデル $F_T(\mathbf{x})$ は

$$F_T(\mathbf{x}) = f_0(\mathbf{x}) + \sum_{t=1}^T \alpha_t f_t(\mathbf{x})$$

ここで $f_0(\mathbf{x})$ は平均値などで求めてきた初期のモデルであり、 $f_t(\mathbf{x})$ は $F_t(\mathbf{x})$ で間違えたデータを重点的に学習したモデルである。 α_t は、t 回目の学習における誤差が小さくなるよう勾配降下法で決定している。

図表 30 ブースティングのイメージ

**BOX 4: 財務情報がない法人が本分析に与える影響**

本分析では、財務情報が不明な法人は分析の対象外としているが、法人番号付与から1年未満の法人など、新規設立法人の中には財務情報がない法人が一定数存在している。このため、財務情報が取得できない法人向け融資における融資金利水準を推測するため、新規設立法人を法人番号が付与された日から5年未満、3年未満、1年未満の法人とそれぞれ定義したうえで、財務情報である売上高をコントロール変数として採用した場合としない場合それぞれについて回帰分析を行った（回帰分析の他の条件は図表 26 と同様の設定で行った）。その回帰結果における説明変数にかかる係数を図表 31 に示す。財務情報である売上高をコントロール変数に採用しない場合の結果を見ると、新規設立法人を定義した各区分（新規設立法人：1年未満、3年未満、5年未満）における新規設立フラグの係数は、どの区分においても大きな差がなかった。こうしたことから、法人番号付与から間がなく財務情報がない法人を分析の対象から除外しても、分析結果の評価には大きな影響を与えていないと推測される。

図表 31 回帰結果における説明変数融資金利にかかる係数

新規設立の定義		5年未満	3年未満	1年未満
コントロール変数： 売上高の採用	無	0.1746	0.1759	0.1583
	有	0.0434	0.0099	—

2. 新規設立法人と既存法人の融資期間差分析

本節では「新規設立法人と既存法人では同一環境・同一財務内容であっても融資期間が異なるのではないか」という仮説を立て、融資期間を被説明変数とした回帰分析を実施した。

以下、図表 32 に対象データ・各変数の説明と回帰結果を示す。

図表 32 対象データ・各変数の説明と回帰結果

対象データ	共同DPデータ (地方銀行)	基準日(23年9月末)からその1年前(22年10月1日)の間に実行された融資 各変数で欠損がないもの 法人番号が付与できるもの
被説明変数	融資期間	単位は年(融資日数/365.25)
説明変数	新規設立法人フラグ	新規設立法人を1、既存法人を0としたバイナリ
コントロール変数	債権	当初元本log
		底は10
		融資科目※
		商業手形・証書貸付などの融資科目
	法人	金利種別※
		変動/固定/設定なしの金利種別
		銀行+保証協会有無※
		銀行と保証協会の有無をクロスさせたダミー変数
		日銀業種※
		日銀が定めた業種分類
		法人所在地※
		都道府県別
		法人規模※
		大/中堅/中小/その他の4区分
		債務者区分※
		正常先/要注意先/要管理先/破綻懸念先/実質破綻先/破綻先の6区分
		越境フラグ
		銀行の本店所在県と違う法人への融資を1とするバイナリ
		売上高log
		底は10
		親会社フラグ
		中核企業の登録があり、それが自身でない場合に1とするバイナリ

※はダミー変数であることを示す

	変数	係数 (単位は年)	No. Observations:	503,268
被説明変数	融資期間	定数 4.634	Df Residuals:	503,030
説明変数	新規設立法人フラグ	+0.251 (P値:0)	Df Model:	237
コントロール変数	債権	当初元本log10	Adj. R-squared:	0.5440
		+1.647		
		融資科目※		
		-6.288 ~ +16.120		
	法人	金利種別※		
		+0.552 ~ +0.539		
		銀行+保証協会有無※		
		-2.999 ~ +2.625		
		日銀業種※		
		-3.701 ~ +7.473		
		法人所在地※		
		-1.195 ~ +0.749		
		法人規模※		
		-0.332 ~ -0.152		
		債務者区分※		
		-0.512 ~ +0.062		
		越境フラグ		
		-0.041		
		売上高log10		
		-1.077		
		親会社フラグ		
		-0.039		

回帰結果によると新規設立法人であることは融資期間を+0.251 年（約 3 か月）長期化するという正の相関があることが示された。これは本分析の対象である 23 年 10 月から 24 年 9 月までに実行された債権の融資期間を融資額で加重平均した値 5.34 年と比べると比較的短い期間であり、全体として影響は大きくないことが示唆される。この結果は低金利局面で長期間の借入があまり負担にな

らず、供給過多のため借入側の新規設立法人の手元資金需要が反映されたためと考えられる。一方、新規設立法人は既存法人と比べ銀行が保有する信用情報が少ないため、長期の融資を受けにくい可能性があるとも考えられ、短期間（約3か月）ではあるが、融資期間の長期化という本分析結果の示唆とは相反するものとなっている。こういった点を含む新規設立法人向け融資に影響を与える要素の更なる理解に向けては、今後のデータ蓄積や金融機関との対話を踏まえて、当該分析で考慮しなかったマクロ要因や個別要因の影響を加味し、分析をより精緻なものに高めることが有効であると考えられる。

3. 新規設立法人と既存法人の 保証協会付融資とプロパー融資の判断差分析

第1節の融資金利の分析では保証協会付融資の影響をコントロール変数によって排除したが、信用を判断する情報が少ない新規設立法人向け融資において、銀行はその情報不足に伴うコストを融資金利や融資期間ではなく、保証協会による保証の有無でカバーしている可能性もある。本節では、新規設立法人向け融資について、既存法人向け融資と比較し保証協会付融資である確率がどの程度差異があるかを、ロジスティック回帰分析で検証した。なお、本分析は、保証協会付融資の対象となる中小企業や融資科目に対象データを絞って分析を行っている。

以下、図表33に対象データ・各変数の説明と回帰結果を示す。

図表33 対象データ・各変数の説明と回帰結果

対象データ	共同DPデータ (地方銀行)	基準日(23年9月末)からその1年前(22年10月1日)の間に実行された融資 各変数で欠損がないもの 法人番号が付与できるもの 信用保証制度を利用できない大企業や特定の融資科目の債権を除いたもの
被説明変数	保証協会付融資フラグ	保証協会付融資を1、それ以外を0としたバイナリ
説明変数	新規設立法人フラグ	新規設立法人を1、既存法人を0としたバイナリ
コントロール変数	債権	当初元本log
		底は10
		融資科目※
		手形貸付・証書貸付などの融資科目
	法人	金利種別※
		変動/固定/設定なしの金利種別
		銀行※
		各銀行ごと
		日銀業種※
		日銀が定めた業種分類
		法人所在地※
		都道府県別
		債務者区分※
		正常先/要注意先/要管理先/破綻懸念先/実質破綻先/破綻先の6区分
		越境フラグ
		銀行の本店所在県と違う法人への融資を1とするバイナリ
		売上高log
		底は10
		親会社フラグ
		中核企業の登録があり、それが自身でない場合に1とするバイナリ

※はダミー変数であることを示す

		変数	限界効果
被説明変数		保証協会付融資フラグ	
説明変数		新規設立法人フラグ	+0.021 (P値:0)
コントロール変数	債権	当初元本log10	-0.051
		融資科目※	-0.580 ~ +0.0076
		金利種別※	-0.173 ~ +0.004
		銀行※	-0.224 ~ +0.211
	法人	日銀業種※	-32.492 ~ +0.010
		法人所在地域※	-1.195 ~ +0.749
		債務者区分※	-0.052 ~ +0.205
		越境フラグ	-0.057
		売上高log10	-0.090
		親会社フラグ	-0.085

No. Observations:	368,451
Df Residuals:	368,283
Df Model:	167

第1節や第2節では線形モデルで分析を行ったため、説明変数やコントロール変数の係数は、各変数が1単位変化した際の被説明変数の変化量として解釈できた。一方、本節で使用したロジスティック回帰は非線形モデルであるため同様の解釈はできない²⁵。そこで、変化量の平均推定量である限界効果を確認する。具体的には、本分析に使用した全368,451レコードにおける各々の当該変化量を平均した値を限界効果として採用した²⁶。

結果、本分析において新規設立法人であることは保証協会付融資である確率を平均+2.1%ポイント高めることが示された。一方で本分析における対象債権の保証協会付融資割合は43.1%であったこともあり、新規設立法人であることと保証協会付融資となる確率の関係性が小さいことを示唆している。

4. 考察

地方銀行による新規設立法人向け融資と既存法人向け融資について、融資金利・期間の条件や保証協会付融資の選択における差異を分析した結果、債務者区分や業種、所在都道府県、売上高等による影響を排除するためにコントロール変数を用いたところ、大きな違いは見受けられなかった。すなわち、新規設立法人であるか否かは、銀行が融資条件を判断する際の主要要件とはなっておらず、新規設立法人にとって借入時の追加的なコストは発生していないと考えられる。もっとも、以下のことから、この結果は幅を持って解釈する必要がある。

- ① 本分析では、融資実行後のみのデータを用いているため、融資実行可否の判断に伴うセレクションバイアスの影響を考慮することができなかったこと。
- ② 新規設立法人の中には、創業期の赤字や当初の事業計画との乖離が小さい場合には、正常先と

²⁵ 線形モデルは直線でもどの点においても傾きは一定だが、ロジスティック回帰は曲線であることから傾きは点毎に異なる。

²⁶ 今回は全レコードにおいて一点ずつ変化量を計算しそれを平均したが、全レコードにおける説明変数やコントロール変数の平均値における変化量を限界効果として採用することもある。

判断される債務者が存在する可能性もあるなど、新規設立法人であることが債務者区分の決定に特異性をもっている可能性があること。

- ③ 本分析では、長期低金利環境が継続されていた 2023 年 9 月末基準日からさかのぼって 1 年間の融資実行データを抽出して行ったこと。

以上も踏まえ、今後もデータを収集・蓄積し、時系列データにて分析するなど、更なる分析を通じて実態を把握していく。

V. 総括

本稿では、共同 DP から得られた貸出明細データと国税庁法人番号情報等を組み合わせ、新規設立法人等の状況及び主要行等・地域銀行の新規設立法人向け融資の状況を確認した。また、地方銀行における新規設立法人と既存法人の融資条件に差異があるかを回帰分析により検証した。

本稿の分析結果では、都道府県別の新規設立率と生産年齢人口割合には正の相関があり、新規設立率と退出率（推計値）も同様の相関があることが確認された。これらは生産年齢人口割合が高い都道府県においては法人の新陳代謝が図られている可能性を示唆しているが、一方で、新規設立率より退出率（推計値）が高い都道府県も一部存在していることについては、注視が必要と考えられる。また、新規設立法人向け融資は、東京に所在する法人向けや不動産業向けが多い等の特徴も確認された。さらに、地方銀行の新規設立法人向けと既存法人向けの融資条件の差異を検証したところ、融資金利、融資期間及び保証協会付融資の選択において、新規設立法人であることは大きな影響を与えていないことが確認された。

なお、本稿の新規設立法人にはいわゆるスタートアップ以外にも多様な法人が含まれることや、セレクションバイアス等の影響を受けていることに加え、新規設立法人向けの支援については、資金面では融資だけでなくエクイティなどの多様な資金調達や、資金面以外では銀行による会社マッチングや DX 支援などもあり、本稿の分析対象は支援の 1 つの側面のみであることに留意が必要である。

金融庁としては、引き続き、貸出明細データ等を収集・蓄積し、それらを活用した多面的な実態把握や分析を継続することで、銀行の融資姿勢や金融仲介機能発揮にかかる理解を深化させるほか、新規設立法人にかかる状況把握にも努めていく。